建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工程ご	工  程	作業内容	分別解体等の方法
と	①造成等	造成等の工事	□手作業
$\mathcal{O}$		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
作	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	□手作業
業		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
内	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	□手作業
容		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
及	④屋根	屋根の工事	□手作業
び		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
解	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	□手作業
体		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
方	⑥その他( )	その他の工事	□手作業
法		□有 □無	□手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用
---------------

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

※この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項(特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所 在地)を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

4.	特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用	 円(税抜)
	(受注者の見積金額・直接工事費)	